に対する各市の対応について

資料1

市名		各市の状況
1	名古屋市	本市においては、現在、農地中間管理機構との間で業務委託は締結しておりません。 また、今後も締結する予定はありません。(JAなごやが受託する意向のため)
2	豊橋市	本市においては、契約未締結ですが、今年度中には締結することを目標にしています。 地域集積協力金の交付先は、その地域を取りまとめる代表者であったり、個々の土地所有者であったりと、地域により事情が違うと思われます。また、その使途は、「今般の施策の見直しに係るQ&A」の23により、「県・市・地域の協議で決めればよく、フリー」とあるので、市は干渉しないわけではなく、「地域の判断を尊重する」、または、「結果的に、農地の集積のために使用された」という整理で良いと考えます。
3	岡崎市	・9月公募に向け、農地中間管理機構と業務委託契約を締結予定。 ・受託業務の分担についてはJAと協議中。 ・地域集積協力金については交付先は未定。 ・使途については、交付先及び県と協議の上、決定。
4	一宮市	一宮市の状況は、農地中間管理機構との業務委託契約の締結は、平成27年度を目処に、進めているところです。それに伴い、地域集積協力金の交付先については、各実行組合への交付を予定しています。また、それに伴う地域集積協力金の地域での使い方については、市は干渉できないと思います。
5	瀬戸市	農地中間管理機構との委託契約については、地元農協といずれが契約するのか協議中のため未定です。 ただし、本制度の利用を検討されている市民等の窓口が必要ですので、来年度6月公募分に間に合うように契約しておく必要があると考えています。
6	半田市	業務委託契約は締結していません。 (締結時期も未定です。)
7	春日井市	当市では、農地中間管理事業の前提となる「人・農地プラン」の策定が極一部の地域に限られているため、より広範囲にわたって「人・農地プラン」が策定されるよう、準備を進めているところです。
8	豊川市	農地中間管理事業業務委託につきましては、今のところ契約締結には至っておりませんが、JAひまわりとも打ち合わせを行い、7月末に開催されるJAひまわりの稲作受託部会(オペ)の会合において、農地中間管理事業の説明を行い、部会員に制度の周知を図る予定です。また、定額部分の業務委託を結ぶ方向で検討中である旨、農地中間管理機構に報告(アンケート調査)しております。 なお、地域集積協力金につきましては、集落営農のような地域で活動している団体等がないことから、人・農地プランにおいても1市1地域ということで扱っており該当がありません。
9	津島市	・ 農地中間管理機構との業務委託契約締結状況・・・・・未締結 ・ 地域集積協力金の地域への交付先・・・・・・・・・・・・・・地域における農事組織 ・ 地域集積協力金の使途について市の干渉・・・・・・・・・農地の貸し出しにより農家は益々減少し、農村における助け合いの精神は希薄となり、農業用施設等の維持管理については残った農家に負担が増加する。地域集積協力金は農業用施設等の維持管理費に充てるよう指導したい。
10	碧南市	未締結ですが、今後締結を予定しています。 また、地域集積協力金については、弊市が交付要件を満たすことは困難と考えております。

市 名		各　市　の　状　況
11	刈谷市	委託業務委託につきましては、9月から受け手の募集を予定しており、それまでに中間管理機構と協議することを考えています。 地域集積協力金につきましては、当初は円滑化事業からの乗り換えを考えておりましたが、地域集積協力金の交付の優先順位が下がるという情報を得ましたので、対象となりえるか動向を伺っているところです。 また、地域集積協力金の交付先につきましては、具体的に決定しているわけではありませんが、地域の営農組織等に交付できるか検討している段階です。
12	豊田市	農地中間管理事業における委託業務については、平成26年9月公募開始を目標にJAとの協議を行っています。 地域集積協力金の交付先、使い道は決まっていません。委託業務の受託決定後、地域営農協議会において農地中間管理事業の制度周知を行うとともに、地域集積協力金についても説明し、地域の意見を求めて行きます。
13	安城市	本市は、農地中間管理事業を6月の担い手等応募から開始するために、JAあいち中央とともに平成26年6月23日付けで業務委託契約を行いました。 なお、地域集積協力金の交付先につきましては、まだ確定していませんが早急に決めたいと考えています。 ただし、地域集積協力金の交付は、あくまで市を窓口としていったん、交付されるものですので「地域の判断に任せる」ことになっていますが、市が関与しないわけにはいきません。 先ず、地域の範囲を市全体にするのか改善組合単位にするのかによって交付単価も変わることが予想されます。また、農地の出し手や受け手のように個人に交付するならば、問題ありませんが、かりに地域(本市では農用地利用改善組合)に交付する場合は、その使い方に留意する必要があると考えます。 さらに、地域集積協力金に交付要件となるためには、これまで農地利用集積円滑団体であるJAによる利用権設定の付替えが鍵となりますので、JAの方針を確認し、調整したいと考えます。
14	西尾市	当市においては、出し手・受け手の掘り起し業務を6月から始めています。 その中で業務委託契約については、歳入、歳出ともに平成26年度当初予算に計上していないため、委託業務の締結ができない状況となっています。そのため、現在、9月補正に歳入、歳出予算を計上しているところであり、それ以降に農地中間管理機構と正式に契約を締結し業務の受託をしていく予定です。なお、9月補正前の現段階では、機構と市で業務の同意という形をとり、委託料は無料で機構の業務を行っています。 地域集積協力金についての交付先については、受け手と出し手に交付することを予定していましたが、今回円滑化から農地中間管理事業に乗り換えるのみでは、交付されないこともあり得るとの事務連絡があり、どのような交付方法をとるのか改めて検討しなおしているところです。
15	蒲郡市	○業務委託契約について 現段階で機構との業務委託契約に至っておりません。今後、業務委託契約に向けてJA蒲郡市と役割分担などの協議に入っております。 ○地域集積協力金の交付先について 現段階で地域集積協力金の具体的な交付先はなく、未定です。 ○地域集積協力金の使い方について 地域(集落)の判断ということになると思いますが、地域の主体となる団体や代表する農業者が存在するという前提でなければならないと考えます。
16	犬山市	犬山市は農地中間管理機構との契約締結はしておらず、現在内部で検討を進めている状況である。また業務受託内容もふまえJAとも協議していく必要があると考えている。 事業実施した場合の地域集積協力金の交付先については、地域の特性もあることから一概には言えない部分もあるが、地域の合意形成のために市としてある程度の協力は必要になるのではないかとは考えている。

市名		各市の状況
17	常滑市	・平成26年度中の業務委託契約締結の予定はない。 ・農地集積に関しては、農地利用集積円滑化事業で対応している。このため、農地中間管理事業に移行するにあたって、約2，000件超の利用権設定合意解約手続き事務と農用地利用計画作成組織の整備等の課題を整理のうえ、平成27年度での取組みを検討する。
18	江南市	江南市の農地の集積状況は、農地面積736.5haに対して集積面積が6.3ha、集積率としては0.85%(平成26年3月現在)である。農業者の高齢化や後継者不足により農業従事者が減少してきているため、次世代の農業の担い手不足が深刻化している。全体的に受け手の需要が低く、活用性の見込みが望めないことから、現段階では中間管理機構の活用は必要ないと考えている。
19	小牧市	業務委託契約の締結は、折をみて協議が必要と考えておりますが、現在、地域集積協力金を望んでいる等の地域の声も届いておらず、機構との契約時期も未定です。
20	稲沢市	本市におきましては、現在のところ農地中間管理機構との業務委託契約は締結しておりません。 今後、本市及び同機構並びに愛知西農業協同組合の3者で調整を図り、役割分担を明確にした上で委託契約を締結する必要があると考えております。 地域集積協力金につきましては、隣接する一宮市及び愛知西農業協同組合と協議を重ね、対象となる地区の掘り起しに努めております。当該協力金は文字どおり地域へ交付されるものであると理解しておりますが、具体的な交付先や交付に際し市がどのように関与していくかについては、今後の協議の中で決定してまいります。
21	新城市	契約締結に至っていない。まずは「人・農地プラン」の作成に向け説明会を予定している。 Q&A 23において「使途については、県・市・地域の協議で決めればよく、フリー」、同 32では「地域の話し合いの推進が目的」とされているため、生産組合等共同組織の活動経費に充てることが望ましいと思います。
22	東海市	本市の中心となる担い手は、施設園芸農家が多いため、経営規模を拡大し集積する傾向は低い地域です。 また、兼業化が進んだことで、農地持ちの非農家も多く、土地改良事業等の積極的な基盤整備を図ることが難しいと考えられます。 さらに、名古屋市近郊という立地から、土地の資産的保有傾向が強く、新規参入者や法人等の第三者へ土地を貸付けることに強い抵抗感があるため、農地中間管理機構の活用が進まないと見込まれます。 よって、本市では、農地中間管理機構との業務委託契約は、未だ締結しておりません。 地域集積協力金についても、本市は市域全体で人・農地プランを作成しているため、対象地域としても想定しておりません。
23	大府市	農地中間管理機構との業務委託契約は、文面の調整もしておらず、6月30日時点で未締結。 大府市は露地野菜や果樹が盛んであり、農地中間管理事業を市内で直ちに全面的に取り組むような状況にはなく、他市における先導的な実例を参考にしたいと思っている。
24	知多市	本市では、農地中間管理事業における農地中間機構との業務委託契約は、現在のところ予定しておりません。 なお、市独自で農地流動化奨励交付金事業を実施しており、近年は年6ha程度の農地貸借の利用権設定をしています。
25	知立市	近隣市町と足並みを揃え調整しながら、今後業務委託契約を締結していく予定。(9月公募の時期に合わせて検討)また、地域集積協力金については、地域へ交付したという交付金の流れさえ明確にしておけば今のところ問題ないかと考えております。(当市の場合、近年すぐの地域集積協力金の交付は可能性は低いため、使い方に関しては今後の国の見解や他市の動向を参考にしていきたいと考えています)

市 名		各　市　の　状　況
26	尾張旭市	農地中間管理機構との業委託契約については未着手の状態であり、今後他市の状況を参考にさせていただきながら事務を進めていきたいと思います。
27	高浜市	当市につきましては、現時点で農地中間管理機構との間での業務委託契約は締結しておりません。 また、今後の機構との締結予定につきましてもまだ検討中の段階であります。
28	岩倉市	本市においては、農地中間管理事業について、現在実施していないため、業務委託契約は行っていません。 また、実施時期についても未定です。
29	豊明市	締結状況…締結しておりません。 今後の締結予定…現状、予定しておりません。
30	日進市	本市は、農地中間管理機構と業務委託契約を締結しておりません。
31	田原市	業務委託契約の締結状況について ・未締結であるが、締結前に実施される中間管理機構からの説明に関しては、７月もしくは８月に実施予定 地域集積協力金について ・田原市の人・農地プランの集落地域は、小さな集落での設定が実情に即していないため田原市全域としており、人・農地プランの作成に関する話し合いも田原市全域となっている。そのような条件下の中で地域集積協力金が活用されることは、今のところ想定していない 備考：中間管理事業の今後の流れについて、田原市は7，８月頃にJAと共に機構から説明を受け、その内容次第で判断も変わってくるかもしれないが、現時点では、体制が整えば第3回のスケジュール（公募開始：平成２７年１月）を目標に進めていこうと考えている
32	愛西市	当市は、平成27年4月1日を契約日と現在考えています。 現在、農協と具体的な事務フローを考えているので、契約日が前倒しになる可能性はあります。 交付先は、当市に存在する実行組合長の通帳に振り込むことを考えております。 また、「使途は何でもよい」というのは、国に確認済でありますが、農協と話し合った結果、下記のような使い方が望ましいという希望を説明する予定です。 ・畦畔や用配水の修繕費 ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ等の活動費 ・ポンプ当番、水当番等の役務費 ・農地の保全管理費、地域の話し合いに要する費用
33	清須市	７月１６日現在業務委託契約を締結しておりません。 当市では、平成２４年４月から「農地バンク制度」を実施しており、農地中間管理事業と業務が重なる状況です。そのため、農地バンク制度を廃止して農地中間管理事業に乗っていくのか、あるいは、並行して推進していくのか、地域集積協力金の取り扱いも含め、現在調整中です。
34	北名古屋市	農地中間管理事業の予定なし
35	弥富市	本市の場合、円滑化団体をJAになってもらっています。農地中間管理事業においても業務を市が行う部分、JAが行う部分に分かれることになろうと思われますが、現時点において愛知県農地中間管理機構と業務委託内容について、まだ詳細な打合せが行われておりませんので、業務委託契約は締結しておりません。 また、地域集積協力金については、集落などの地域の農家組合等の口座へ振り込むことになり、その協力金の使い方は地域に任せることになると思います。

市 名		各　市　の　状　況
36	みよし市	農地中間管理機構より委託される業務は市町村のみでなく、実際は農協との連携業務となるため、現在は、JAあいち豊田と同じくJAあいち豊田の管轄区域である豊田市との間で、諸々の協議を行っている状況です。 本市は、市内全域を1地区として、人・農地プランを作成していますが、本市においては市内全体の農地所有者を取りまとめる組織が存在せず、各地域単位で生産者団体が存在している状況です。 本市の場合、市内全域という単位で地域集積協力金の交付を受けると仮定すると、各個人に配分し交付するということになりますが、その配分方法の調整や支払事務にかかる事務負担を考慮すると、容易ではないため、地域の生産者団体を交付先とするべきと考えます。 また、協力金の使途としては、いかに自由であるとは言っても、やはり常識の範囲内に留めるべきであり、そのように市も誘導すべきであると考えます。
37	あま市	当市では、平成27年度から農地中間管理事業の制度を開始するため、現在のところ業務委託契約にまでは至っていません。地域集積協力金は、当市における大字地区単位(その大字の農業者側の支部長あて)を予定しています。また、「使い方は地域の判断」についてですが、当市の管内JAとの協議により、今のところの考えは、地権者と耕作者との折半ということに統一していく予定であり、市からの干渉は特にしていく予定はありません。
38	長久手市	地域への説明、農協との協議ともに具体的に進んでいない状況で、農地中間管理機構との業務委託契約を締結する具体的な時期も現在は未定です。 県の勉強会や説明会などで情報を得ながら、今後の準備について模索しています。